様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃやくるとほんしゃ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ヤクルト本社  （ふりがな）なりた　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 成田　裕  住所　〒105-8660  東京都 港区 海岸１丁目１０番３０号  法人番号　7010401029746  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　IR情報　＞　IR情報室　＞　統合報告書  　https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/integrated2025.pdf  　中期経営計画（2025-2030）重点テーマ２（P.30） | | 記載内容抜粋 | ①　自社の強みを活かしたDXの推進  中期経営計画の目標達成に向けてはDXの推進が重要です。ヤクルトグループでは、強みであ るお客さまとのリアルなつながりにデジタルなコミュニケーションをプラスする「プラスデジタ ル」をコンセプトに、お客さまとの関係をさらに深める取り組みを行っていきます。また、その過 程で得られたデータを利活用することでサプライチェーン全体についても効率化を図り、企業 価値の向上につなげていきます。  ビジネスモデルの強み（Face to Faceの コミュニケーションによる 強固な顧客リレーション）  ×  ビジネスモデルの進化（・対面コミュニケーションの強化 ・ナレッジの蓄積と共有 ・お客さま情報の一元化）  ＝  Yakult DX（強みを活かし、進化で課題を 克服するヤクルトらしい デジタルトランスフォーメーション） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会での議論を経て、代表取締役社長の決裁により外部公開を承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　IR情報　＞　IR情報室　＞　統合報告書  　https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/integrated2025.pdf  　ヤクルトにおけるDXへの取り組み（P.44） | | 記載内容抜粋 | ①　Yakult DXのコンセプト　+DIGITAL プラスデジタル  DX推進を支えるヤクルトアプリとデータプラットフォーム  ヤクルトはこれまで、宅配・店頭・ECなど多様な販売チャネルを通じて商品をお届けしてきました。中でも宅配チャ ネルでは、全国約360万軒のお客さまと接点を持ち、信頼関係を築いています。これらの接点情報はチャネルごとに 分散管理されていましたが、今後はデータプラットフォームを活用し、情報を統合することで、より深い顧客理解とサー ビスの高度化を実現していきます。  新たなデジタル接点「＋DIGITAL」として、ヤクルトアプリを通じてパーソナライズされたサービスやロイヤルティプ ログラムなど、データを活用した新しい価値・顧客体験を提供します。これまでの対面による接点で育まれたお客さ まとのつながりをさらに強化し、お客さまの満足度向上とLTVの最大化を図っていきます。  　このようなデータ活用の取り組みは顧客体験の高度化にとどまらず、サプライチェーンの効率化や新たな市場創造 にもつながります。例えば、AI技術を用いた需要予測・分析により、生産・物流の最適化や生産・物流プロセスにお ける機会損失の回避や廃棄ロスの削減が実現されます。また、蓄積されたデータの可視化・分析により、顧客ニーズ の把握・理解を深め、新たな商品・サービスを創出していきます。  Yakult DXは、お客さまの満足度やLTVの向上に加え、コスト削減と収益最大化を両立するビジネスモデルへの進 化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会での議論を経て、代表取締役社長の決裁により外部公開を承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　DX推進体制　DX人材育成（P.45） | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX推進体制＞  当社のDX推進体制は、経営層の監督のもとで、戦略と実行が確実に連動するよう設計されています。  IT・DX推進委員会は、取締役管掌の執行役員会のもとに設置され、全社DXの統括機能を担う委員会として、  DX戦略の立案・推進・進捗管理を行っています。  委員会で検討された内容は、執行役員会に報告され、経営方針との整合を図りながら全社のDX推進に反映される仕組みとなっています。  また、委員会の下には、領域ごとのDXを推進する  商品開発、生産・物流、顧客接点、DX人材育成  の4つのテーマを配置し、それぞれの領域に関連する担当役員が中心となって具体的な取り組みを推進しています。  これらの領域は、委員会の指揮のもと相互に連携し、全社戦略との整合を保ちながら、DXの実現に向けた取り組みを全社横断で進めています。  ※体制図を掲載  ＜DX人材育成＞  当社では求められるDX人材を「DXに理解・関心を持ち自分ごとと捉え、経営計画の実現に向けて変革 を恐れずに行動できる人材」としました。具体的には、「DX推進人材」と「DX人材」の2つの人材を作る ことを目指しています。  DX推進人材  当社におけるDXを牽引する役割を担う人材  DX人材  全社員が対象でありDXに必要な基礎知識・素養を持つ人材  DX人材育成プロジェクト  DX人材の理想像と必要なスキルを定義し、スキルマップと育成ロードマップに基づいて、社内研修で計画的 に育成していく。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2025  　DX推進を支えるヤクルトアプリとデータプラットフォーム（P.44） | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進を支えるヤクルトアプリとデータプラットフォーム  最新の情報処理技術を活用したスケーラブルかつセキュアなクラウド上にプラットフォーム環境を構築・整備  Topicヤクルトアプリの導入  ヤクルトアプリは、お客さまとのコミュニケーションを進化させるために開発したスマートフォン用の会員アプリで、2025年3月から導入を開始しました。主な機能には、ヤクルト レディに現金を手渡すことで電子マネーがチャージでき、ポイントも貯まる、ヤクルト独自のキャッシュレス決済「ヤクルトPay」、お客さまニーズに合わせたさまざまな提案を行う パーソナライズレコメンド機能などがあります。2027年には、全国の販売会社へ導入し、宅配サービスを利用する顧客の3割にあたる110万顧客への普及を目指しています。  ＜補足＞  最新の情報処理技術を活用するための環境整備として、顧客データを統合的に管理する顧客情報基盤「CDP」を整備し、AIや機械学習の導入を見据えたデータ分析環境を構築しています。  またクラウドサービスの活用によりスケーラビリティとセキュリティを両立し、各部門が自律的にデータを活用できる環境を整えています。  DX推進を専門とする組織がシステム全体のアーキテクチャを統括し、継続的な改善と技術検証（PoC）を通じて最新技術を取り入れています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2025年10月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト　＞　IR情報　＞　IR情報室　＞　統合報告書  　https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/integrated2025.pdf  　ヤクルトにおけるDXへの取り組み（P.45） | | 記載内容抜粋 | ①　商品開発DXプロジェクト  ・効率的な顧客ニーズの抽出  ・開発サイクルの加速  生産・物流DXプロジェクト  ・機会損失回避  ・廃棄ロス削減  顧客接点DXプロジェクト  ・お客さま満足の向上  ・クロスチャネル施策  ・LTV最大化  DX人材育成 プロジェクト  ・全社員DX人材化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月27日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2025  　当社コーポレートサイト　＞　IR情報　＞　IR情報室　＞　統合報告書  　https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/integrated2025.pdf  　TOP MESSAGE（P.6-7） | | 発信内容 | ①　TOP MESSAGEにおいて、当社代表取締役社長がDX戦略について、以下の内容で発信。  リソースを活かした独自の「ヘルスケアプラットフォーム」 構築とDX推進  日本では少子高齢化の進展に伴い、さまざまな社会課題が発生しています。 現在、1,000にものぼる地方自治体と連携して、ヤクルトレディたちが地域の見守り活動を行う取り組みを行っており、課題解決に貢献しています。2つ目の重点テー マである「地域社会との共創とグローバル展開の進化」では、このような人と地 域に寄り添う組織やサービスなど、さらなるリソースの進化・強化を進め、地域の さまざまな団体や企業と共創することで、人々の健康で豊かな生活を支える「ヘ ルスケア プラットフォーム」を構築していきます。 　また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進も重要だと考えています。 私たちのビジネスモデルの強みは、ヤクルトレディを中心としたリアルな対面コミュ ニケーションによるお客さまとの相互理解と信頼関係づくりです。現代ではスマー トフォンアプリやSNSなど、デジタルな手段によるお客さまとの接点が拡大してい ます。そして多くの企業がその利活用による顧客との接点づくりを推進していま す。しかしながら、地域の人々の健康を支えるためには、対面してお客さまと向き 合うリアルな顧客接点が不可欠であると私たちは考えています。そこでヤクルト グループにおけるDX推進は、強みであるお客さまとのリアルなつながりにデジタ ルなコミュニケーションをプラスする「プラスデジタル」をコンセプトに、お客さま との関係をさらに深めていきます。また、その過程で得られたデータを利活用する ことでサプライチェーン全体についても効率化を図っていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティの取り組みをSustainability Report 2024に掲載（P.112、P.114）  https://www.yakult.co.jp/company/sustainability/download/pdf/sustainability2024.pdf  情報セキュリティにおける脅威から情報資産を守るため、「情報セキュリティ規程」にて対策の方 針を明確にしています。具体的には、専用機器やソフトウエア、各種技術を駆使し、各システム へのアクセス制御や不正アクセスの検知、情報漏えい等の予防を図っています。また、万が一情 報資産が侵害された場合の対応策を強化するとともに、インシデント対応チーム（CSIRT）が関連 部署と協議し速やかに対策を講じられる体制を構築しています。  ◆主な取り組み  【規程類の策定】  ・情報セキュリティ規程、各種基準書・ガイドラインの整備による情報セキュリティマネジメントの推進  ・グループ会社向けガイドラインを策定しガバナンスを強化（国内向け：2018年度[徹金1.1]、海外向け：2023年度）  ・ヤクルトグループ情報セキュリティポリシー公開  （2025年度）  【情報セキュリティ教育】  ・eラーニングによる社員教育（2009年度～毎年実施）  ・新入社員研修時の教育（2020年度～毎年実施）  ・標的型メール訓練の実施（2024年度～毎年実施）  【パソコンセキュリティ】  ・全ＰＣのウイルス対策ソフト導入（2008年度以前～）  ・ふるまい検知型ソフトへの切替（2021年度）  ・資産管理ソフトによる操作ログ取得と外部記録媒体管理（2008年度～）  ・ＷＳＵＳ導入（2018年度～）  ・全てのＰＣのディスク暗号化（2023年度～）  ・リモートワーク時の認証機能強化（2024年度～）  ・ＥＤＲ、ＭＤＲの導入（2024年度～）  ・テクニカルリスクアセスメントによるリスク特定と対応（2024年度）  【ネットワークセキュリティ】  ・ファイアウォール導入（2008年度以前～）およびＳＯＣによる常時監視（2018年度～）  ・プロキシ、Webフィルタリング導入（2008年度以前～）  【サーバ・クラウドセキュリティ】  ・ウェブアプリケーションファイアウォール導入（2022年度～）  ・重要システムのセグメント分離（2024年度～）  ・特権アカウント管理システム導入（2024年度～）  ・脆弱性診断の実施と対応（2024年度）  ・ログおよびバックアップの改ざん防止（2025年度～）  【メールセキュリティ】  ・メール検査サーバ導入（2003年度～）  ・添付ファイル送受信ツール導入（2021年度～）  ・ＳＰＦ、ＤＫＩＭ導入（2025年度～）  【インシデント対応体制強化】  ・ＣＩＳＯおよびＣＳＩＲＴの設置（2023年度～）  ・日本シーサート協議会加盟（2023年度～）  ・セキュリティアセスメントの実施と対応（2023年度）  ・インシデント対応訓練実施（2024年度）  【システムの可用性】  ・オンプレの基幹システムはバックアップテープを遠隔地に保管  ・クラウド上のシステムは、ランサムウェア対策としてオフラインバックアップを取得  ・サーバ、ネットワークの冗長化 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。